

よくあるご質問

Q 遺言書はどんな人でも書けるのでしょうか？

A 『誰でも』というわけにはいきません。

民法では、意思能力を持っている人でなければならぬとされています。例えば、泥酔している時に書いた遺言書は無効となります。また、成年被後見人の方が書いた遺言書は原則無効となります（例外はあります）。遺言書が書ける年齢は15歳以上であれば、未成年でも遺言書を作成することが出来ます。

Q 遺言書（自筆証書遺言）が出てきたときはどうしたらいいの？

A まずは「検認」の手続きを受けます。

遺言書が見つかったときは、家庭裁判所で『検認』という手続きを受けなければなりません。これは本人以外の人による遺言内容の改ざんを防ぐための措置です。ですから、遺言内容の正当性を認めるものではありません。また、検認を経ないで遺産分割を行ったり、封書になっている遺言書を勝手に開封したりした者は、5万円以下の過料を課せられてしまいますのでご注意ください。

Q 遺言を残したいと思いますがどうすればよいですか？

A 「遺言を書くこと」＝「自分の死」を連想する方が多く、実際に書こうと思っても二の足を踏むことになると思います。

しかし、遺言がない場合には、相続人全員による遺産分割協議を行わなければ、財産の行き先も、預貯金の解約、その他名義変更等の手続きを行うことができません。後に残ったご親族の方のことを考え、遺言を作成しましょう。

Q 相続した財産を売却するときに、また税金がかかるのですか？

A 相続時に相続税を納めて取得した財産であっても売却するときには原則として譲渡所得税が課税されます。

Q 相談・見積は無料ですか？

A **ご相談は、お電話でも個別相談（面談）でも受け付けております。**

お電話の場合は、無料で一般的な相続税のご質問を受け付けております。（電話番号：03-3254-2171）

個別相談の場合は、初回限り1時間無料でご相談を受け付けております。

個別相談のお時間は、原則平日9：30～20：00となります。

相続税申告業務その他の業務のお見積りをご希望の場合は、ご来所頂ければお見積りは無料でご提示させていただきます。相続に特化した専門家が豊富な事例をもとにみなさまのご相談をお受けします。

Q 会社員のため平日の日中は時間がとれません。大丈夫ですか？

A **個別相談のお時間平日9：30～20：00ですが、ご都合がつかない場合には柔軟にご対応させて頂いております。**
まずは、お気軽にご相談下さい。

Q 相続税の申告はどのタイミングで相談するのがベストですか？

A **相続税の申告期限は、相続開始日より10ヶ月以内となります。**

相続発生後は、被相続人の財産・債務の把握、相続人の確認等さまざまな作業を行う必要があります。その財産・債務を把握したうえで相続放棄を選択する場合は、相続開始日から3ヶ月以内に申出なくてはなりません。また、被相続人の準確定申告（その年の1月1日～相続発生日までの確定申告）は、相続開始日から4ヶ月以内に行わなくてはなりません。よって、相続税の申告の相談は、早ければ早いほどよいといえるでしょう。できれば相続開始日から2ヶ月以内にされることをお勧め致します。

Q 税務調査には立ち会ってもらえますか？

A **申告・納付をしてほっとし、忘れた頃にやってくるのが税務調査です。**

当事務所では、もし、税務調査が入っても、私たちが自信をもって税務調査に立ち会いますのでご安心ください。

Q お付き合いしている税理士先生がいるのですが、その先生とは継続しつつも、相続の件のみお願いすることは可能ですか？

A **はい、可能です。税理士には、医師と同じように専門分野があります。**

法人税・所得税であれば、どの税理士に依頼しても納税額に極端に差が出ることはないでしょう。

しかし、相続税に関しては、納税額が何倍も変わってくることをご存知でしたか？医師だけでなく、税理士も専門分野によって使い分ける時代です。お客様のためにも、相続税申告は経験の豊富な専門の税理士に依頼されることをお勧め致します。

Q

相続の申告をそちらの事務所にお問い合わせするとどんなことをしてもらえるのですか？

A

ご契約後の流れとしては、下記のとおりです。

ご契約後の大まかな流れとしては、(1) 資料収集→(2) 現地調査→(3) 財産一覧の作成→(4) 遺産分割協議書の作成→(5) 申告書の作成→(6) 名義変更→(7) 税務調査の対応となります。

(1) 資料収集 ご契約が整いましたら、早速資料収集にとりかかります。

必要な書類を掲げましたリストをお渡ししますので、財産がわかる書類をお預かりします。

財産がわかる書類とは、例えば、

- ・ 相続人の特定のための戸籍謄本
- ・ 土地に関するものとしては登記簿謄本や測量図
- ・ 銀行預金に関するものとしてはお通帳や残高証明書 等々です。

なお、当事務所は司法書士と提携いたしておりますので、土地に関する書類や戸籍謄本等の取得が難しい方については、こちらで全て用意することが可能ですからご安心ください。(司法書士の報酬は別途かかります。)

収集しました資料を基に、相続人の特定、そして財産評価を行ってまいります。

(3) 財産一覧の作成 お預かりしました資料、現地調査の結果を基に財産一覧を作成し、財産の確定をいたします。財産一覧とは、被相続人の財産・債務をその種類ごとに一覧にし、相続税の概算額を記載した資料で、遺産分割の基になるものです。土地をたくさんお持ちの方など、財産評価に時間を要するためこの財産一覧作成の作業が長期に渡る場合には原則として1~2ヶ月に1度の割合でレポートをお渡しし、途中経過の報告をさせていただきます。

(4) 遺産分割協議書の作成 財産が確定しましたら、遺産分割協議を行います。

円滑な遺産分割を行うために、当事務所が税金の面からアドバイスをしながら遺産分割協議に参加することも可能です。遺産分割協議が整いましたら遺産分割協議書を作成しますので、相続人の皆様には署名・捺印をお願い致します。

(5) 申告書の作成 遺産分割が成立しましたら相続税の申告書を作成致しますので、相続人の皆様には署名・捺印をお願い致します。

申告書の税務署への提出は当事務所が行いますので、相続人が税務署に行く必要はありません。相続人の方には納付書をお渡します。

銀行や郵便局の窓口で必ず期限内に納税をお願いします。

納付をしていただければ、相続税の申告手続きは完了です。

(6) 名義変更 当事務所が作成した遺産分割協議書を使って名義変更をしていただきます。

これはお客様にしかできないことですので、ご自身でお手続きをお願い致します。

銀行預金については各金融機関でお手続きいただけますが、不動産に関しましては司法書士にご依頼ください。

(7) 税務調査への対応 税務調査がきた場合には、当事務所が責任をもってご対応させていただきます。

Taira
Tax&Accounting
Consulting
Group

相続支援センター

税理士法人 早川・平会計

ACCESS

所在地 / 〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-10

安和司町ビル2階

tel / 03-3254-2171

fax / 03-3254-2174